印紙
貼付欄

# 契約書

| | |
|---|---|
| 1　件　名 | 名古屋市電子調達システム Web ページのバナー広告掲載 |
| 2　契約金額 | ￥＊＊＊，＊＊＊★<br>（うち消費税及び地方消費税の額￥＊，＊＊＊★）<br>（契約金額の 100/110 に相当する金額￥＊＊＊，＊＊＊★） |
| 3　掲載期間 | 令和＊＊年＊＊月＊＊日～令和＊＊年＊＊月＊＊日 |
| 4　特記事項 | なし |

上記について名古屋市を掲載主とし、＊＊＊を広告主として、掲載主と広告主間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書２通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

掲載主　　名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者　名古屋市長　　河　　村　　た か し　　印

広告主　　所在地
商号又は名称
代表者職・氏名　　印

（掲載主保有用）

（契約の目的）

第１条　掲載主は名古屋市電子調達システム Web ページに広告主のバナー広告を掲載し、広告主は、広告掲載料を掲載主に納付する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　広告主は、掲載主の承諾がなければ、この契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

（広告掲載料の支払）

第３条　広告主は、掲載主の指定する期日までに掲載主の作成する納入通知書により広告掲載料を一括前納するものとする。

（原稿の提出）

第４条　広告主は、掲載主の指定する期日までに広告原稿データを提出しなければならない。なお掲載主は原稿データを広告主に返却しない。

（広告掲載に関する責務）

第５条　広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

２　広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

３　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

４　広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め、取下げ及び広告物の回収等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

（掲載主の解除権）

第６条　掲載主は、広告主が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　掲載主が指定した期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2)　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3)　契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(4)　契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(5)　第 5 条第 4 項に該当することとなったとき。

(6)　この契約に定めた条件に違反したとき。

２　前項の規定によって契約を解除した場合においては、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。

3　広告主は、第 1 項の規定によって契約を解除した場合に、掲載主に損害が生じている場合は、損害を賠償しなければならない。
4　第 1 項の規定によるほか、掲載主及び広告主双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

**（広告主の解除権）**

第７条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。
2　前項の規定によって広告主が広告掲載の取下げを希望する場合においては、書面により速やかに掲載主に申し出るものとする。
3　第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。

**（疑義の決定）**

第８条　広告主は、この契約書に定めるもののほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、財政局広告掲載要綱及び広告募集要領の定めるところに従うものとする。
2　この契約書及び広告募集要領に定めのない事項について疑義を生じたときは、掲載主広告主協議して定めるものとする。

**（紛争の解決）**

第９条　この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。